

天理市公告第 3 号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき定めた天理農業振興地域整備計画は、同法第 13 条の規定に基づき変更したので、同条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 1 月 8 日

天理市長 並 河 健

1. 変更後の農業振興地域整備計画書写しの縦覧場所

天理市役所環境経済部農林課

天理市川原城町 605 番地